

広報 ゆざわ

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな舌みなぎるまち
さわやかな誰かが訪れたまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

湯沢町町民憲章

発行：編集 / 湯沢町役場総務課 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
☎ 025-784-3451 ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>

水道課からのお知らせ 784・4853

温泉管理事業の民営化について

湯沢町では、昭和50年から30年間、温泉資源の保護と効率的な給湯をするため、温泉管理事業を実施してきました。

この事業は、少数特定者を対象としている事業であり、また受益者が特定される事業は民営化し、民間経営の利点を活用し、より効率的な事業展開を図るべきとの意見もあり、町も行政改革を推進していく上でも、業務の効率化・簡素化・公的役割の再検討が求められる中で、温泉管理事業を民営化すべく準備を進めてきました。

この事業の譲渡先は、源泉所有者の出資で平成17年11月に設立した「湯沢温泉事業有限公司」です。このことは、3月定例議会において承認され、契約を締結しました。

これにより、湯沢町温泉管理事業会計は、平成18年3月31日で閉鎖し、4月1日より、温泉管理事業清算特別会計を設け、清算業務を行うこととなります。

「湯沢温泉事業有限公司」の事務所は次のとおりです。

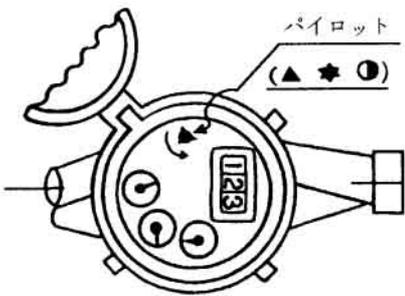
湯沢町湯沢1丁目4番地7
784・1118

水質検査計画について

水道課では、平成18年度の水質検査計画を策定しました。水質検査計画とは、水質基準の適合状況を把握するため不可欠である水質検査を適正に行うために、検査場所、検査項目、検査回数などを定めたものです。

この水質検査計画は、湯沢町ホームページの「くらしの情報」で公開しています。また、水道課でも閲覧できます。

冬期間、水道メーターを検針しないと春まで、漏水していても気づかない場合があります。メーターの確認ができる方は、家の水道の蛇口を全部閉めてから、メーターの文字盤にあるパイロットを見てください。回っていれば漏水の場合があります。



主な内容

行財政改革を行うために	2～5
地域包括支援センターとは	6～7
障害者に係る公費負担医療が変わります	8
納税者の皆さんへ	9
ごみ収集カレンダーの変更点・注意点	10
湯沢中央公園有料施設予約抽選会	11
スギ花粉飛散情報	12
スナップ	13
お知らせ	14
4月の暦	15
4月の救急当番	16

行財政改革を行うために

行財政改革とは、時代に即した行政需要に的確に対応し、町民サービスのより一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方について見直しを行うとともに、財政運営の適正化・効率化を図っていくことをいいます。

町財政は、景気低迷による町税収入の減収等により厳しくなっています。今後、健全な財政運営していくためには、行財政改革が必要です。
そのために、町では、「集中改革プラン」並びに「第四次行

集中改革プラン（要約）

湯沢町では、行政改革の進のため、次項について平成17年度以降5年間に集中的に取り組めます。

定員管理の適正化

今までの取組み

…退職者の不補充や診療所の廃止等で平成11年度から平成16年度までに38人を減員してきています。

今後の取組み

…各種業務を外部委託しながら平成17年4月184人の職員を平成22年4月までに17人の削減を図り、スリムな行政組織に向います。

給与の適正化

今までの取組み

…平成16年4月のラスパイレス指数は89.8で、郡内旧4町でも低位の水準にあります。

今後の取組み

…引き続き国家公務員給与制度の動向に合わせ、適正な水準に努めます。

ながら事業拡大による経営強化を図ってきました。

今後の取組み

…自治法の改正により、指定管理者制度に移行するために更に経営体質の強化を図ります。

経費節減等の財政効果

今までの取組み

…高利率な借入金との借換、日当の一部廃止など、個別的な削減に取り組んできました。

今後の取組み

…事務事業の見直しや予算編成手法の改革など、計画的に財政の健全化を進め、5億円規模の費用の削減を図ります。

地方公営企業

水道事業

…平成11年度の料金改定等により、平成16年度から黒字決算に転換しました。引き続き経営安定化に努めます。

温泉管理事業

…温泉資源の保護と活用のため、公営企業として運営してきましたが、民間

による事業運営が可能と考えられることから、平成18年度から民間事業者に移譲します。

下水道事業

…建設費の償還額が毎年7億円を超える額にあり、料金収入では賄えない状況です。下水道への接続の推進に努め、料金収入の増加による経営の安定化を図ります。

観光事業

…天候に大きく影響を受ける施設であり、公営での経営は限界にきていることから、民間事業者への移譲を最優先に検討を進め、平成18年度中の移行を目指します。

病院事業

…町の基幹病院として順調に運営がなされ、経営面では安定しています。この会計では借入金の返還や減価償却等を行っていますが、今後は留保資金の規模を2億円程度確保しながら、一般会計からの繰出金を縮減します。

事務事業の再編・整理・統合

今までの取組み

…住民要望の実現に向け、積極的に事業を実施してきました。

今後の取組み

…税金の減少の中、財政健全化に向け事務事業を見直し、平成17年度から平

民間委託等の推進

今までの取組み

…公共施設の清掃、福祉バス運転、ごみ収集等可能な限り事業委託を実施してきました。

今後の取組み

…事務の外部委託のほか、施設の管理についても外部委託を検討します。

第四次湯沢町行政改革大綱

はじめに

湯沢町では、昭和60年に「湯沢町行政改革大綱」を策定し、以後数次の改定を行いつつ行政改革を進めてきました。

しかしながら近年の社会情勢の変動はあまりにも大きく、従来型の手法では改革が現状に追いつけない状況になってきています。このため大綱には可能なかぎり目標数値を掲げ、改革の進行が年毎に検証できるものとする事により、迅速且つ確実な改革の推進を図ることとします。



平成11年7月に地方分権一括法が成立し、地方分権が進む中、地方自治体を取り巻く財政事情は年々厳しさを増してきています。長引く不況により急激に減少している税収、国の三位一体の改革による地方交付税の見直しと補助金の削減、進まぬ地方への税財源移譲という現実を前に、市町村は合併を選択せざるを得ない事態となっています。合併

をしない市町村は更に苦しい財政運営を迫られており、自治体はまさに生き残りを賭けて改革に取り組んでいます。

湯沢町にとつても、「安心して暮らせる町づくり」、「活力溢れる町づくり」を進めるために、行政改革は、不断に取り組まなければならない命題であります。

変貌する社会情勢を踏まえ、課題を明らかにし、自らの責任で柔軟かつ弾力的な財政運営を堅持するため、ここに第四次湯沢町行政改革大綱を策定し行政改革を推進します。

第1 策定の趣旨

新時代に対応した

行政改革の推進

第2 基本方針

量は少なく

質は高くへの行政改革

行政改革は行政自らが自主的・計画的に進めることが重要です。

行政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本とし、厳しい財政状況を踏まえつつ、多様化する町民ニーズに柔軟に対応するために常に事務事業の見直しを行い、経費の削減を図り、自主財源の確保に努め、計画的かつ効率的な財

政運営を行うと共に、地域協働型社会の形成に向け、検討を進めます。

さらに、自主的、主体的な政形成のためには、職員の意識改革と人材育成が今後の行政運営の鍵となることから、組織機構の見直しの他、職員の施策立案能力など行政遂行能力の向上を図ります。

仕組みを変える

行政の担うべき役割の重点化を図ります。

(1) 民間委託等の推進

定型業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託の可能性を探り、総点検を行います。

ガイドライン

行政にしか出来ない事務事業は極めて少ないという観点に立ち、外部委託を積極的に推進します。保育や給食の提供等住民生活に直結する事務事業の委託については、委託の範囲等慎重に検討します。

(2) 指定管理者制度の活用

すべての公の施設について、現在の管理形態を検証し、指定管理者制度の導入に向け環

境を整えます。

ガイドライン

施設の有効活用と効率的運営の観点から、すべての施設について、指定管理者制度の適用の適否を検討し、効果が見込まれる施設については、速やかに移行します。

(3) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討し、事業の廃止を含め、民間譲渡や指定管理者制度の導入など民間的経営手法の導入について検討を行います。

ガイドライン

企業会計である限り独立採算性を追求しているものの、湯沢町の有する施設は、相当数の観光客をも考慮した大規模なものであるため、観光客の落ち込みによる料金収入の減が、各事業会計の経営に大きく影響しています。現有施設を維持していくためには、各会計の特性を再検討し、必要なサービスを厳選しながら、場合によっては、民間移譲等の思い切った事業転換を図ることとします。

(4) 地方公社の経営健全化

事業内容、経営状況、公的支援等について点検評価を行うとともに、必要により、統廃合、民間譲渡、完全民営化等の見直しを行い、組織機構のスリム化を推進します。

ガイドライン

指定管理者制度への移行に向け、徹底したコスト削減に取組み、利用者の求めるサービスを広く実施しながら、経営を前面に出した管理感覚を醸成し、管理から経営への体質転換を早急に行います。

平成18年度中に移行の予定です。

(5) 地域協働の推進

住民や住民が参加する団体など、多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組みについては、積極的にこれを推進するとともに、その活動を支援し、積極的な連携・協力を行います。

ガイドライン

地域協働型社会に移行していくためには、町民が自ら参加の手を上げやすいシステムを作り上げることが最短の方策です。住民と行政の双方が提案し合いながら、公正に協

働型事業の選択・実施が進められる仕組みを検討します。平成18年度中に指針を策定する予定です。

行政ニーズへの迅速かつ的確な対応ができる組織とします。

従来型の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務処理ができる組織編成について検討し、不断の見直しを行います。

少ない職員で効率的な行政運営を行うためには、職員の能力向上と組織の再編が必要不可欠です。組織の再編については、細分化・専門化された事務分掌を相当大きく統合させながら、現在の15課室等を、より政策遂行に適した組織に再編し、課内の横断的協働体制を強化すると共に、機動力を備えた組織づくりを推進します。

ガイドライン

少ない職員で効率的な行政運営を行うためには、職員の能力向上と組織の再編が必要不可欠です。組織の再編については、細分化・専門化された事務分掌を相当大きく統合させながら、現在の15課室等を、より政策遂行に適した組織に再編し、課内の横断的協働体制を強化すると共に、機動力を備えた組織づくりを推進します。

容及び手法の見直しを行いながら、類似事務の統合や事務の集約化を図り、人的資源である職員を最大限活用する組織体制、人事配置となるよう定員管理の適正化に努めます。

事務事業の多さが職員数を大きくしています。事務のOA化は事務の迅速化・正確化となりますが、定員の削減には繋がっていない現状を踏まえ、事務の外部委託等を進め、新規採用を抑制しながら、事業の縮減に呼応した定員管理を進めます。

職員総数を
平成17年度 184人
平成22年度 168人
平成26年度 155人
とします。

ガイドライン

容及び手法の見直しを行いながら、類似事務の統合や事務の集約化を図り、人的資源である職員を最大限活用する組織体制、人事配置となるよう定員管理の適正化に努めます。

(2) 給与の適正化

厳しい地域経済を背景に、地方公務員の給与が地域民間給与等の実態から乖離しているのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、人事院勧告の実施状況と歩調を合わせ、給与の適正度を保って行きます。

ガイドライン

職員の給与は地方公務員法

や条例の定めるところにより、その職務と責任に応じて支給される仕組みとなっています。

特に国や他の地方公共団体・民間事業者との均衡を考慮し定められることとなっていることに留意し、慎重に対処します。

(3) 定員・給与等の状況の公表
広報紙等で職員の給与の状況を公表するに当たっては、職員一人当たりの年齢別平均給与額やラスパイルズ指数等の指標を用いて、住民に分かりやすい手法での公表に努めます。

他町村との比較や各種の指数を用い、住民に分かりやすい方法での公表に努めます。決算概要の公表に併せて毎年公表します。

ガイドライン

職員の福利厚生事業の実施については、住民の理解が得られる内容であるか、常に点検・見直しを行います。

(4) 福利厚生事業

職員の福利厚生・健康管理については、互助会への金銭支援以外の方策で対処します。平成18年度廃止の予定です。

ガイドライン

職員の福利厚生・健康管理については、互助会への金銭支援以外の方策で対処します。平成18年度廃止の予定です。

公正の確保と透明性の向上に努めます。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、行政運営に住民が関与する度合いが一段と大きくなることから、一層の透明性の向上と公正の確保に努めます。

ガイドライン

住民への説明責任を果たすため、情報公開を推進します。パブリックコメント制度の活用や政策決定過程の公表等様々な情報を住民に明らかにし、開かれた行政運営を目指すことにより、公正と信頼の確保を図ります。

議会

地方分権の進展は自己決定・自己責任が求められる時代であり、議会の果たすべき役割も一層大きくなっています。執行機関に対する監視機能のみでなく、住民の多様な意見を把握し町政に反映させる取組みを積極的に進めます。

ガイドライン

行政への住民の意思反映機関として、議会活動の活性化を更に図るとともに、議員定数の削減についての検討を要請します。

人を変える

人材育成を推進します。地方分権型社会を迎え、職員の企画能力、調整能力、行政執行能力等の向上が一段と求められています。自己研鑽の職場風土の醸成を図り、積極的に能力の向上に努めます。

ガイドライン

行政にとっての基本財産である職員の能力向上を図ることは、地方分権の時代に最も必要な対策であり、町づくり、地域づくりの大きな力となるものです。企画提案能力は画一的な教育研修では開発し難いことから、計画的に個別能力の育成を図ることとします。

仕事を変える

電子自治体を推進します。電子自治体の目指すところは、住民サービスの向上と共に業務改革を進めることでもあります。情報セキュリティに充分配慮しつつ、行政手続きのオンライン化等の推進を図り、時代の進展に歩調を合わせた取組みを進めます。

ガイドライン

住民が、必要な時に必要な

情報を入手する手段の一つとして、情報の電子化が最も有効であり、開かれた行政運営を構築するためにも優先して情報の電子化とその活用を進めます。

自主性・自律性の高い財政運営の確保します。
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

住民に対する良質なサービス提供を堅持するために、常に財政状況を分析しながら、事務事業の見直しを行い、歳出全般の効率化を図るとともに、自らの体力に合った財政運営を行います。更に、適正な受益者負担を定めるなどにより自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。

ガイドライン

膨らんだ行政経費を可能な限り節減し、基金に依存した財政運営を健全な財政体質に転換させると共に、将来を見据えた町づくりを行うための財源を確保するため、事務事業見直し年次計画を確実に実施して行くこととします。

経常経費の削減目標は、

平成17年度 2億円

平成18年度 2億円

平成19年度 1億円

とします。

(3年間で5億円規模の削減)

(2) 補助金等の整理合理化

団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、終期の設定等を行い、計画的に廃止・縮減を図ります。

ガイドライン

安易な補助金の削減実施は、住民と行政の信頼関係を損なう恐れが大きく、当事者間での削減交渉は進展が難しのが現状です。公正・公明という観点から、第三者的委員会等の設置を含めて検討します。

(3) 公共工事

積極的にコストの削減を図るとともに、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を基に、一層の情報公開に努め、更なる適正化に資する取組みを進めます。

ガイドライン

常に費用対効果を考え、必要な事業を厳選すると共に、優先順位を設定する等により、

財政状況に見合った事業規模に止めます。また、入札については一般競争入札の範囲を広げる等により透明性を推進します。

(4) 公的施設

基本的に箱物施設の新設は行わないこととし、既存の施設についても、統合や廃止を含めた見直しを行うほか、その管理についても外部委託の方向で検討します。

ガイドライン

原則として、今後は施設の

新増設は行わないこととし、既存施設の有効利用を図る他、必要性等を検証し、効用が薄くなったものについては計画的に廃止し、経費の削減を積極的に進めます。施設の配置については、従来型の地域毎への配置から、町全体の規模を考慮した効率的配置とする方向に転換します。特に少子化が急速に進んでいることから、保育園・小学校の再編・統合についての検討を進めます。

行政改革の推進方法

この大綱の取組み期間は、平成17年度から平成21年度の5年間としますが、社会情勢や行財政状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

改革を推進するために必要な具体的実施計画を行政改革推進本部等において決定し、計画的・段階的に実施します。

毎年1回は、改革の進捗状況を検証・評価し、湯沢町行政改革推進委員会に報告し、助言を受けると共に、広く公表します。

職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、全庁的かつ継続的に改革に取り組みます。

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターとは？

今までは、在宅介護支援センターで高齢者の介護や健康温水健康体操、町のリハビリ等の相談をお受けしてきましたが、平成18年度からは在宅介護支援センターを廃止し、「地域包括支援センター」で相談をお受けします。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師などが中心となって高齢者の皆さんの支援を行います。それぞれの専門分野を持っていきますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、お互いに連携をとりながらチームとして総合的に皆さんを支えます。



地域包括支援センターでは

こんな仕事をしています

自立して生活できるよう支援します

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できる。支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、町が行う介護予防事業を利用できます。

皆さんの権利を守ります

高齢者の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に見見したり、消費者被害などに対応します。

何でもご相談ください

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、何でもご相談ください。

さまざまな方面から皆さんを支えます

皆さんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者の皆さんにとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに入れます。

皆さんの今の状態に合わせた介護予防の支援をします

要支援1・2と認定された人
(介護保険の介護予防サービス)

心身の状態の悪化をできる限り防ぎましょう。

介護が必要な状態にならないよう日常生活を活発にする通所系サービスを中心に、目的に合わせた選択的サービスなども組み合わせ、心身の状態の維持・改善を目指しましょう。

支援や介護が必要となるおそれが高いと判断された人
(地域支援事業の介護予防事業)

要支援・要介護状態になることを防ぎましょう。

生活の中でやってみたいことを目標に掲げて、運動するなど生活機能の維持・向上を図るとともに、生活機能の低下を早期に見出し、予防・改善に努めましょう。

自立した生活をしている人
(地域支援事業の介護予防事業)

現在の状態を維持しましょう。

介護予防を目的としたボランティア活動や講座などに積極的に参加して、自発的に介護予防に取り組み、現在の健康な状態を維持していきましょう。

湯沢町の地域支援事業

介護予防事業

- ・ 特定高齢者施策
- ・ 把握事業
- ・ 基本健診によるスクリーニング、主治医からの情報
- ・ 通所型事業
- ・ 温水健康体操（特定者）
- ・ 訪問型事業
- ・ 高齢者訪問相談（うつ・認知症・閉じこもり予防）
- ・ 一般高齢者施策
- ・ 介護予防啓発事業
- ・ 機能回復訓練（リハビリ）、温水健康体操（一般）、けんこつ体操、老人クラブ等での講話等
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 温水健康体操・けんこつ体操アシスタント育成 認知症支援ボランティア育成

包括的支援事業

- ・ 介護予防マネジメント
- ・ 特定高齢者の介護予防ケアプラン作成（特定高齢者ケアマネジメント）
- ・ 新予防給付認定者のケアプラン作成（新予防給付ケアマネジメント）
- ・ 総合相談
- ・ 高齢者の生活全般の相談受付
- ・ 認知症相談会
- ・ 権利擁護事業
- ・ 虐待予防、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業利用支援
- ・ 包括的継続的マネジメント
- ・ ケアマネジャーの指導支援
- ・ 関係機関との連携づくり

平成 18 年度

温水健康体操教室

参加者募集

町では、足腰の痛みがなく、寝たきりにならず生き生き元気に笑って暮らせる湯沢町を目指し、平成 18 年度からは介護保険事業の中の介護予防事業として「温水健康体操教室」を実施しています。

水の効用を利用し、足腰にかかる負担を減らし、筋力アップ・丈夫な骨づくりをする教室です。皆さんの参加をお待ちしています。

【日程・クラス】20 人定員の 9 クラスとし、年 45 回（週 1 回）を予定しています。

時間	曜日	月	火	水	木	金
午後 1 時 30 分～2 時 30 分		しっかり	ゆっくり （サポート）	ゆっくり	しっかり （男性含む）	ゆっくり
午後 2 時 30 分～3 時 30 分		ゆっくり （サポート）	ゆっくり	しっかり		ゆっくり

【会 場】健康増進施設（保健医療センター併設）

【受講料】600 円 × 月の回数分（ゆっくりクラス）

500 円 × 月の回数分（しっかりクラス）

継続参加を推進するため月謝制とさせていただきます。

受講料は前月末日までに納めてください。（4 月分は初回参加時）

【申し込み】3 月 31 日（金）までに、申込書類に必要事項を記入の上、福祉保健課へ申し込みください。

申し込みを頂いた方には「決定通知書」を 4 月上旬にお送りします。

平成 18 年度は 4 月 17 日（月）からの予定です。

クラスごとに強度をかえ筋肉・骨づくりの内容でインストラクターが指導します。

体力測定・アンケートなどで心身の変化や生活の変化を確認します。

【申込・問い合わせ】

保健係（総合福祉センター内） 784 - 3000 780 - 6199

平成18年4月から

障害者に係る公費負担医療が変わります

現在の障害者に係る公費負担医療（精神通院医療、育成医療、更生医療）が平成18年4月より障害者自立支援医療へと変わります。

精神通院医療、育成医療、更生医療の障害種別による制度を統一します。

給付対象となる疾病については従来どおりですが、かかった医療費の1割を負担していただきます。また所得の低い方や、継続的に相当額の医療負担が生じる方には更に低い上限を設定します。指定自立支援医療機関での医療が対象となります。

【対象者】

精神通院医療

精神障害のため、医療機関に通院している方（統合失調症、躁うつ病、てんかん、薬物関連障害（依存症等））

更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方（人工透析療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋め込み術等）

育成医療

身体に障害があるか、またはその障害を残すと認められる18歳未満の方

【給付】

障害者の心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付します。

【自己負担について】

自己負担は原則、医療費の1割負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月の上限額が設定されます。また、入院の食費標準負担額相当（）については自己負担額となります。

【問い合わせ】

・精神通院医療公費負担、更生医療
福祉係

・育成医療

南魚沼保健所

772・8137

平成18年度

心身障害者タクシー利用券

障害のある方の経済的負担を軽減し、積極的に社会参加をしていただけるよう、町ではタクシー利用料金の一部を助成しています。

【利用できる方】

町内に住所がある、身体障害者手帳1〜3級もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【受付】

3月31日（金）

【申請・利用方法】

印鑑と身体障害者手帳もしくは療育手帳、精神保健福祉手帳を持参して、福祉保健課で交付申請をしてください。

タクシー利用券は、年間分として24枚（1か月当り2枚）が交付されます。申請が遅れると交付される枚数も少なくなりますので、お早めに申請してください。

タクシー料金を支払う際に身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳を提示し、利用券1枚を渡してください。（1回の乗車で利用できる枚数は1枚のみとなります。）

1回の乗車で500円分が助成されます。（500円を超えた分は自己負担になります。）

【受付場所・問い合わせ】

福祉係

注平成18年3月31日までの利用券は、4月以降使用できません。

むし歯ゼロのお友だち
3/9「3歳児歯科健診」

これからも歯を大切にしてくださいね。（）は町内

高井 祐輔さん

玉田 智華さん

関 海里さん

阪上 千彩音さん

南雲 寛太さん

角谷 香乃さん



納税者の

皆さんへ

口座振替をお勧めします

町では町税等の納付に便利な「預金口座振替」による納付をお勧めしています。

口座振替をお申込みいただきますと預金口座から自動的に納付しますので、納付のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、つっかり忘れる心配もありません。

全ての金融機関でご利用いただけますので、便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

申込希望の方は、収納課へ申込用紙を請求していただくか、町のホームページから申込書をダウンロードし必要事項を記載して提出してください。

コンビニでも納付できます

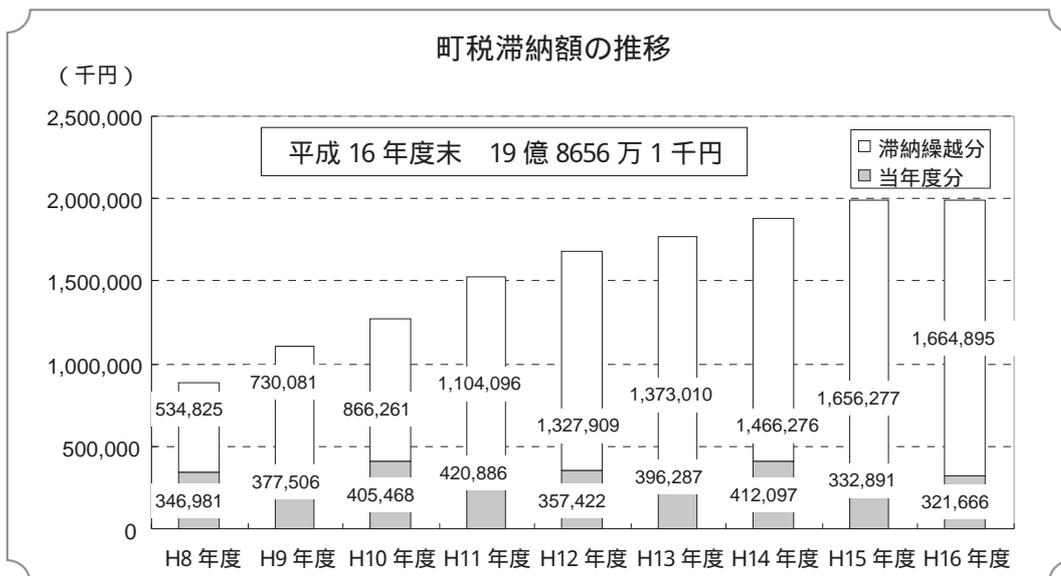
平成17年度から町税及び下水道料のお支払いがコンビニエンスストアでもできるようになりました。

曜日や時間を気にすることなく、支払い手数料無しで、いつでもお支払いいただけますのでご利用ください。

(取扱可能なコンビニは、お届けする納付書の裏面に記載されています。)



町税滞納額の推移



税金は納付しないとどうなるのでしょうか？

国民の三大義務の一つである「納税」。この義務を怠るとどうなるのでしょうか。税金には納期限というものがありません。この日を過ぎても払わない場合は、「督促状」が發送されます。地方税法では、「この督促状を發送した日から起算して、10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を、直ちに差押なければならぬ」と規定されています。しかし、10日を経過したからといって差押は行わず、その方の生活を脅かすことのないように、催告したり、町税吏員が自宅に徴収に行くといった方法が取られます。

こうした催告等にもかかわらず、不当な理由から納税に協力いただけない場合は、「いよいよ滞納処分」となります。

滞納処分による差押は、その滞納者の全ての財産(一部差押禁止財産を除く)を対象とします。例えば、給与、預貯金、生命保険、不動産、自動車等が差押の対象となります。

税は、不当な理由で払わずに済むことは絶対にありません。また、納期限に納付された方との公平を保つために、湯沢町でも納税にご協力いただかず、やむを得ず差押を行う件数が増加しています。

もし、納付できない理由がある場合には、早めに収納課へご相談ください。

平成18年度 ごみ収集カレンダーの変更点・注意点

収集について

- ・不燃ごみ
- ・有害ごみの収集を5月から4月に変更しました。
(8月・12月は変更ありません。)
- ・布類(衣類を含む)の収集対象は綿100%のみです。それ以外の衣類等は可燃ごみ扱いになりますので、指定袋に入れ可燃ごみとしてに出してください。
- ・可燃ごみ
- ・毎月29日は、「ごみ減量の日」です。収集日はお休みになります。ただし、8月と12月の29日は、湯沢東・湯沢西地区は収集を行います。

環境衛生センター・リサイクルセンターの

営業日の変更について

- ・可燃ごみは日曜日も搬入できます。
 - ・不燃ごみは毎週土曜日に搬入できます。
- 詳しくは「ごみの分け方・出し方」を確認してください。



油漏れ警報発令中

南魚沼地域では、灯油が流出する事故が多発しています。

湯沢町においても、連日のように、油漏れ事故が発生しており、これから雪解けが進むと共に、配管等の損傷から、事故が増えるのではないかと懸念しています。

家の灯油タンク・配管は大丈夫でしょうか。確認をお願いします。

- ・灯油の残量計から消費量に異常はないか
- ・敷地内に灯油の流出跡がないか
- ・灯油の臭いはないか

もし、油漏れを発見したときは速やかに連絡をお願いします。

魚沼消防署湯沢分署
住民課環境生活係

784 - 3377

予告!

狂犬病予防集合注射について

平成18年度の狂犬病予防集合注射は、5月8日(月)・9日(火)に実施します。

実施場所等の詳細については、広報ゆざわでお知らせします。

春の全国交通安全運動

4月6日～4月15日

～ 春の道 みんなで咲かそう マナーの心 ～

新入学(園)シーズンを迎え、新たに通学・通園する子どもたちの姿が見かけられるようになります。また、お年寄りが出かける機会も多くなり、高齢者事故が増える傾向にあります。

運転者の方は、子どもや高齢者を見かけたら不用意な行動を予測して、一時停止や徐行をするなど、思いやりのある優しい運転を心掛けましょう。

運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



湯沢町・南魚沼警察署・南魚沼交通安全協会湯沢支部

湯沢町の交通事故発生状況

	本年	昨年	増減
発生件数	12件	10件	+2件
死亡者数	0人	0人	0人
負傷者数	24人	21人	+3人

(1月1日～2月28日)

(財)湯沢町都市施設公社からのお知らせ

784・1511

平成18年度

湯沢中央公園有料施設予約抽選会

【日時】

4月14日(金)

受付時間：午前9時～9時30分(時間厳守)

抽選会：午前9時30分～午後2時頃まで

【予約対象期間】

4月29日(土)～5月7日(日)

7月22日(土)～9月18日(月)

この期間以外は、常時予約申込を受付していません。ただし、予約と同時に使用料を納入してください。

【施設】

湯沢カルチャーセンター

：アリーナ、小ホール、柔剣道場(会議室等は対象外)

湯沢中央公園屋外施設

：テニスコート(南18面、北4面)、野球場、陸上競技場、少年野球場、運動広場、ゲートボール場

【注意事項】

抽選会への参加は、湯沢町に一般向け宿泊施設を所有し、旅館業を営む方のみとします。又、一泊泊施設につき代表者1人限りとします。

申し込みと同時に施設の使用料を全額納入してください。予約は、1施設連続5日間以内で、テニスコートについては4面までとします。

施設予約後の他者への転貸はできません。

【問い合わせ】

(財)湯沢町都市施設公社

なお、抽選会以降の予約申し込みは、4月17日(月)から行います。屋外施設については、中央公園管理事務室 787・3388、カルチャーセンター内については、(財)湯沢町都市施設公社へお願いします。

雪害で折れた桜を咲かせてみませんか？

中央公園の桜の木は、この大雪で幹折れ・枝折れなどの被害を受けました。折れた桜の枝にも、つぼみがたくさんついており、暖かい部屋で水にさしておけば、一足早く桜の花を楽しむことができます。

雪害で折れた桜の枝をご希望の方は、公園内から自由に持ち出して、ご自宅の部屋の中で桜の花を咲かせてみてください。

南魚沼シルバー人材センターからのお知らせ

シルバー人材センターとは...

「今までの経験や技能を生かして働きたい」「何らかの収入を得たい」「社会に役立ちたい」という健康な高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け、会員に提供する県知事許可の公益法人です。

会員になるには...

南魚沼地域内にお住まいの方で、60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、どなたでも会員になれます。

主な仕事は...

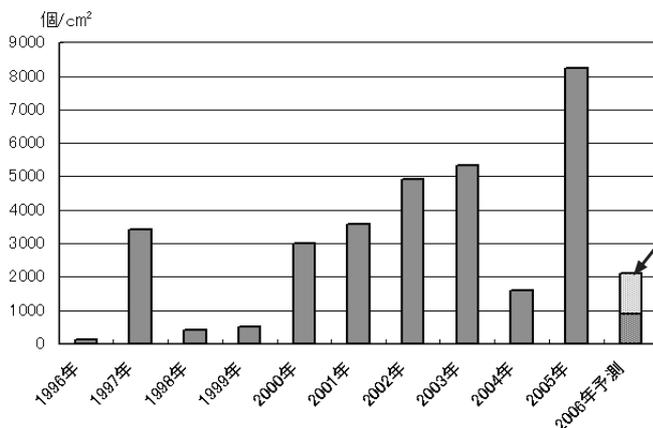
宛名書き、賞状書き、草取り、草刈り、農作業、雪囲い、除雪、庭木の剪定、屋内外清掃、旅館やホテルの手伝い、自動車運転など

【問い合わせ】 南魚沼シルバー人材センター湯沢町事務所 784 - 2850

南魚沼地域のスギ花粉飛散情報

南魚沼地域のスギ花粉飛散開始日は、平年3月10日前後です。また、飛散数が多くなるのは、3月下旬から4月上旬です。

南魚沼のスギ花粉飛散数



今年のスギ花粉飛散数は
900 ~ 2,100 個/cm²
昨年の 1 / 4 程度の予想です。

花粉症の予防対策

飛散開始日の1週間程度前から花粉を避けるようにすると、治療・予防効果が高まると言われています。

体に花粉をつけない

マスク、メガネ、帽子を着用する。

花粉を室内に持ち込まない

家に入る前に花粉を落とす、外套は生地の滑らかなものにする。

のどや鼻を健康に保つ

風邪をひかない、お酒を飲みすぎない、タバコを控える、体調を整える。

花粉症の人は、花粉飛散数が少なくても症状が出る場合があります。気象情報に注意してください。

スギ花粉飛散が多い日

晴れて気温が高い日

空気が乾燥して風が強い日

雨上がりの翌日気温が高い日が続いた後

スギ花粉が多い時間帯

昼頃、日没後、雨が降り出す直前

花粉飛散状況については南魚沼保健所（772・8155）へお問い合わせください。



3月4日(土)夜、布場スキー場を会場に、「第54回越後湯沢温泉雪まつり」が開催され、子供雪雷太鼓、雪中神輿、タイムマツ滑降などが行われました。

毎年恒例のミス駒子コンテストは、安田博美さん(東京都府中市在住)、宮本礼子さん(神奈川県横浜市在住)、中原美紀さん(埼玉県所沢市在住・湯沢町出身)(写真上左から)の3人が選ばれました。



総務大臣から感謝状

日本の選挙制度の節目にあたる、国民参政115周年、普通選挙制度80周年、婦人参政制度60周年を記念し、南雲又五郎さん(宮林・写真左)さんが総務大臣から感謝状を贈られました。

この感謝状は、湯沢町選挙管理委員会に10年間在職し、選挙事務の適性執行に尽力、特に平成10年4月からは、選挙管理委員長として、選挙の円滑な処理および選挙啓発に中心となって長年取り組んだ功績を讃えて贈られるものです。おめでとございます。



4月のけんこつ体操教室

会場	日	時間
三 俣 地 区 館	13日(土)	13:30 ~ 15:00
神立中央集会場(田中)	14日(金) 28日(金)	10:00 ~ 11:30
神立中央会館(栄町)	11日(火) 25日(火)	9:30 ~ 11:00
農山村総合開発センター	11日(火) 18日(火) 25日(火)	10:00 ~ 11:30
下 湯 沢 公 民 館	12日(水) 26日(水)	10:00 ~ 11:30
総合福祉センター	14日(金) 21日(金) 28日(金)	10:00 ~ 11:30

タオル、お茶などの飲み物を持ってきてください。

【参加費】200円(申し込みは不要)

【問い合わせ】在宅介護支援センター 784 - 3000

農山村総合開発センターは内履きが必要です。

ハイ、
県くらしのダイヤルです

くらしに役立つダイヤルは
025・285・7000
【4月3日(月)～5月1日
(月)のテーマ】

くらしの情報(毎月第1月
曜日正午更新)

・消費者被害を防ぐために
・消費者の権利を知ろう

消費生活相談事例(毎月第
1月曜日正午更新)

・通信販売のトラブル
・クーリング・オフの方法

相談が多い事例のアドバイ
ス
・携帯電話のサイト料金請求
トラブル

・ハガキ等による覚えのない
請求の対処法
緊急な消費生活情報がある
場合に予定を変更すること
があります。

花と緑の
パートナーづくり事業

市街地や観光地における子
供たちや地域の団体が行う緑
化活動に対して、樹木や花苗

などの材料費を助成します。

【助成内容】
・県管理施設における緑化活
動
限度額：50万円
助成率：10/10

・市町村管理施設における緑
化活動
限度額：25万円
助成率：1/2
市町村管理施設は小学校・
中学校に限りません。

【助成要件】
・ボランティア団体、町内会
学校などが行う緑化活動で
あること
・都市計画区域内又は主要な
観光地における緑化活動で
あること

・原材料費の合計が10万円以
上であること
【申請・問い合わせ】
(社)にいがた緑の百年物語
緑化推進委員会
〒950 0965
新潟市新光町7番地2 新
潟県商工会館5階
025・290・8055

県立六日町病院
外来診療日の変更

皮膚科の「外来診療日」が変

更になります。

4月から月曜日の診療がな
くなり、火曜日・木曜日・金
曜日となります。

【問い合わせ】
県立六日町病院
772・7111
FAX 772・7119

南魚沼地域振興局の
代表電話が廃止

4月から、南魚沼地域振興
局の代表電話が廃止になりま
す。電話をかける際は、担当部
署の番号へおかけください。
なお、夜間休日については、
専用ダイヤル(772・260
0)を設置します。

南魚沼就職ガイダンス
2007

参加企業の会社・求人説明
とハローワーク職員との就職
相談を行います。

【日時】
4月21日(金)
午後1時30分～

【会場】
南魚沼市民会館

【対象者】
大学・短大・各種高校生

(平成19年3月卒業予定者)

申し込みは必要ありません
【参加企業】
南魚沼地域の新卒者採用見
込企業

ハローワーク六日町へ事前
に申し込みしてください。
【問い合わせ】
ハローワーク六日町
772・3157

4月の心配ごと相談日
5日(水)
相談員 井熊 秀夫

12日(水)
相談員 橋本 秋治
高橋トミエ

19日(水)
相談員 高橋 武成
南雲ミヨシ

26日(水)
相談員 橋本 秋治
高橋トミエ

【会場】
総合福祉センター
時間は午後1時～4時です。
時間中は電話784・41
13)での相談もできます。

4月の行政相談

都合によりお休みします。

～ 4 月 の 暦 ～

ごみ収集

問い合わせ 住民課環境生活係 ☎ 784 - 3453

区 分	出 し 方	湯 沢 東	湯 沢 西	土 樽・神 立	三 国・三 俣
可 燃 ご み	指定袋に入れる。	㊟・㊞・㊟		㊠・㊡・㊢ (29日休み)	
ダ ン ボ ー ル	紐を十字にかける。	20 日	18 日	21 日	19 日
紙 類 ・ 布 類		13 日	11 日	14 日	12 日
ペ ッ ト ボ ト ル	指定袋に入れる。 袋を二重にしないこと。	6 日	4 日	7 日	5 日
空 き 缶		4 日	6 日	5 日	7 日
空 き び ん		11 日	13 日	12 日	14 日
その他の不燃ごみ		18 日	20 日	19 日	21 日
有 害 ご み		21 日	21 日	21 日	21 日

保健衛生行事

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内) ☎ 784 - 3149

日	種 目	対 象	時 間	会 場
4 ㊠	6 か 月 児 健 診 1 歳 児 健 診	H17 .8 月～ 9 月生まれ H17 .2 月～ 3 月生まれ	13:00 集合	総 合 福 祉 セ ン タ ー
	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ～ 15:00	や す ら ぎ 荘
11 ㊠	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ～ 15:00	や す ら ぎ 荘
	母 子 手 帳 発 行	妊娠証明を受けた方	16:00 ～ 17:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
18 ㊠	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ～ 15:00	や す ら ぎ 荘
21 ㊡	1 歳 6 か 月 児 健 診	H16 .8 月～ 10 月生まれ	13:00 集合	総 合 福 祉 セ ン タ ー
25 ㊠	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ～ 15:00	や す ら ぎ 荘
	母 子 手 帳 発 行	妊娠証明を受けた方	16:00 ～ 17:00	総 合 福 祉 セ ン タ ー
28 ㊡	4 か 月 健 診 10 か 月 児 健 診	H17.12 月～ H18.1 月生まれ H17.6 月～ 7 月生まれ	13:00 集合	総 合 福 祉 セ ン タ ー

予防接種

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内) ☎ 784 - 3149

日	種 類	対 象	会 場 ・ 時 間
4 ㊠	ポ リ オ	1 期：生後 3 ～ 90 か月の間に 3 ～ 8 週間の間隔で 3 回接種 1 期追加：3 回目接種後、おおむね 12 か月～ 18 か月おいて 1 回接種	保健医療センター内 健康増進施設 14 : 00 ～ 15 : 00
11 ㊠	麻 し ん ・ 風 し ん	1 期：生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者 2 期：5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達するまでの 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
18 ㊠	三 種 混 合	1 期：生後 3 ～ 90 か月の間に 3 ～ 8 週間の間隔で 3 回接種 1 期追加：3 回目接種後、おおむね 12 か月～ 18 か月おいて 1 回接種	
25 ㊠	B C G	生後 6 ヶ月に達するまでに 1 回	

持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
必ず実施時間内においてください。接種料金は無料です。
詳しくは、平成 18 年度乳幼児予防接種カレンダーをご覧ください。

4月の救急診療当番

問い合わせ 日曜・祝日⇒休日救急診療所 773 - 6688
 その他の日⇒魚沼消防本部 782 - 1991
 (テレホンガイド)
 脳神経外科の休日救急医療⇒斎藤記念病院 773 - 5111

日	受付時間	内科	外科
1 (±)	12:00 ~ 18:00	城内病院 ☎775 - 2009	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
2 (目)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
8 (±)	12:00 ~ 18:00	中山医院 ☎783 - 5500	ゆきぐに大和病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
9 (目)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
15 (±)	12:00 ~ 18:00	高橋医院 ☎784 - 2410	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
16 (目)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
22 (±)	12:00 ~ 18:00	米倉医院 ☎778 - 1121	ゆきぐに大和病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
23 (目)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
29 (±)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和病院
30 (目)	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院

保健医療センターでは24時間、救急患者を診療する体制をとっています。
 もし救急で受診されたい時は、まず保健医療センター(780 - 6543)までご連絡ください。
 ホームページ(<http://yuzawamed.jp/>)で保健医療センターの利用等についてご覧いただけます。

類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
 広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

3月6日 南雲 博 さん

ご逝去お悔やみ申し上げます

ロープウェー・コマクサの湯 お休みのお知らせ

点検整備のため、4月3日(月)から21日(金)までロープウェー及びコマクサの湯はお休みします。

まちのうごき

2月届出分		3月1日現在 (前年比)	
出生	5	男	4,353 (-16)
死亡	5	女	4,416 (-66)
転入	14	計	8,769 (-82)
転出	24	世帯	3,247 (+45)

トリノオリンピック報告祝賀会の開催について

トリノオリンピックに出場した、皆川 賢太郎選手(湯沢町出身) 佐々木 明選手(ガーラ湯沢所属)を招いてのオリンピック報告祝賀会を開催します。参加を希望される方は、4月5日(水)までに、産業観光課(784 - 4850)へご連絡ください。

日時
4月7日(金)午後6時~
会場
苗場プリンスホテル
会費
3,000円(1ドリンク付)